

[事案 2025-52] 就業不能給付金支払請求

・令和 8 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に契約した組立型保険について、平成 30 年 11 月に保障見直しを行い就業不能保障特約を中途付加した。令和 6 年 10 月に右橈骨遠位端骨折を受傷し、医師から就労不能の診断を受けたため、本特約にもとづいて給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金の支払を求める。

- (1)平成 30 年 12 月頃、既契約の保障見直しとして特約を中途付加したが、その際、募集人から、「医師の指示で仕事をしてはいけない状態になったら出る」と口頭で説明を受けた。募集人は、設計書を交付して説明したが、設計書の「ご契約時の留意事項」にある同特約についての説明は全くなく、細かい条件や約款の提示による説明も一切なかった。
- (2)申立人は、令和 4 年 6 月に脳血管障害で入院した際、募集人から「30 日以上仕事を休めば支給されたのに」と言われ、「30 日以上」という条件があることを初めて知った。このときは、休業期間が 30 日以内であったことから、本特約にもとづく給付金は請求しなかった。
- (3)申立人は、令和 6 年 10 月、仕事中に右橈骨遠位端骨折を受傷し、医師から全治 3 か月と言われ、仕事や車の運転を禁止する旨の指示を受けた。以後、仕事は休業となり、手術のため数日間入院し、その後も通院治療を継続した。そのため、同年 11 月に本特約にもとづく給付金の支払を請求しようとしたところ、募集人から「入院手術分は出るが、就業不能給付金は支払えない」と言われ、その際初めて「30 日間の入院」が必要である旨の条件を告げられた。
- (4)本特約を付加した際、募集人から、医師の指示で仕事をしてはいけない状態になれば給付金が支給されると説明されていたものであるから、本特約に基づく給付金の支払をしてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本特約の給付金支払事由である「在宅療養」とは、約款上、医師の指示・診療にもとづき医師または看護師等の訪問による計画的な治療（訪問診療等）を受け、その治療に専念していることと定義されている。申立人の提出した診断書（在宅医療証明書）によれば、申立人の治療状況は、在宅医療（訪問診療等）には該当せず、給付金の支払事由である「在宅療養」には該当しないため、給付金の支払はできない。
- (2)募集人は、本特約の付加手続きの際、パンフレットを用いて説明を行っており、同パンフレットには「在宅療養」の定義が太字で記載されている。募集人が、申立人の主張するような「医師から 30 日間仕事をしてはいけないと言われた場合に給付金が支払われる」といった、パンフレットの記載内容と異なる説明をした事実はない。申立人は、重要書類受領確認等を確認し、本件特約の内容を了承した上で電子署名を行っている。
- (3)申立人は令和 4 年の脳梗塞による請求の際にも募集人から誤った説明があったと主張する

が、募集人は「30日以上仕事を休めば支給された」とは説明しておらず、「30日以上入院していたら支給された」旨の説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立に至った状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。